

住宅宿泊管理者 各位

九州地方整備局建政部建設産業課

新型コロナウイルス関連肺炎の発生に係る協力依頼について
(追加依頼 5通目)

日頃から国土交通行政の推進に格別の御協力を賜り、お礼申し上げます。

国内における新たな患者発生を予防するなどの必要があるため、住宅宿泊事業者との管理受託契約をしている住宅宿泊管理者におかれましては、先般の協力依頼と併せて下記について御対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 厚生労働省の通知【別紙1】の内容を参照し、同様の対応を取ること。
※ただし、住宅宿泊事業法の届出住宅においては、旅館業法第5条のような宿泊をさせる義務は規定されていない。
2. 住宅宿泊事業者にも1.と同様の通知がされているため、その内容について適切に住宅宿泊事業者との情報共有を図ること。
3. 再委託を行っている場合、再委託先にもこの通知の内容について周知をすること。
4. 3月10日に新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（第2弾）が決定され、経済産業省の支援パンフレットが整理されましたので、【別紙2】及び下記（参考）の経済産業省ホームページをご参照の上、必要に応じてご検討、ご活用下さい。

(参考)

○経済産業省ホームページ

(新型コロナウイルス感染症関連)

<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

【住宅宿泊管理業に関すること】

九州地方整備局 建政部 建設産業課

TEL 092-471-6331 (内線6157)

FAX 092-476-3511

事務連絡
令和2年3月11日

各〔都道府県〕
〔保健所設置市〕 衛生主管部局 御中
〔特別区〕

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について

標記について、令和2年2月5日付け健感発0205第1号・薬生衛発0205第1号厚生労働省健康局結核感染症課長及び医薬・生活衛生局生活衛生課長通知（以下「通知」という。）によりご対応いただいているところであるが、今般の諸外国での感染者の発生状況等に鑑み、新型コロナウイルス感染症の流行地域等について下記のとおり変更することとしたので、御了知の上、関係者への周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

引き続き、感染症対策担当部局と連携し、宿泊施設に必要な情報が提供されるよう努められたい。

なお、令和2年3月7日付けの当課事務連絡は廃止する。

記

- 1 通知の「1 営業者が日頃留意すべき事項」の(6)中「中華人民共和国湖北省」を「WHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域※」とする。

※WHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域（令和2年3月11日現在）
中華人民共和国（湖北省、浙江省）、大韓民国（大邱広域市、慶尚北道清道郡、慶山市、安東市、永川市、漆谷郡、義城郡、星州郡、軍威郡）、イラン・イスラム共和国（コム州、テヘラン州、ギーラーン州、アルボルズ州、イスファハン州、ガズヴィーン州、ゴレスタン州、セムナーン州、マーザンダラン州、マルキャズィ州、ロレスタン州）、イタリア共和国（ヴェネト州、エミリア＝ロマーニャ州、ピエモンテ州、マルケ州、ロンバルディア州）、サンマリノ共和国

- 2 通知の「2 新型コロナウイルスへの感染が疑われる宿泊者が発生した場合」の(1)中「かつ、中華人民共和国湖北省」を「又は、WHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域」とする。